

第 3 編 震災対策計画編

第 1 章 災害予防計画

第1節 建造物・公共施設等安全確保計画

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び緊急防災基盤整備事業の活用により、伊根町建築物耐震改修促進計画に基づき、公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、また、耐震診断士派遣事業及び耐震改修補助制度により、木造住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

1 建築物の震災対策（総務課）

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、宿泊施設、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成30年12月に策定した伊根町建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。

あわせて、住宅については、伊根町建築物耐震改修促進計画に耐震化数値目標を設定し、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図る。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

（1）公共建築物

ア 耐震性の確保

緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、国、府等と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、優先順位を付け、数値目標を設定するなど、計画的な実施を図る。

また、建築後、定期的な検査を行い、必要な改修を実施する。

ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去又は改修を実施する。

イ 既存不適格建築物の対策

建築物の用途、建築年次、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、適正な改修方法を検討し、伊根町建築物耐震改修促進計画に基づき、順次改修を行う。

（2）多数の者が利用する建築物

地震時に多大な被害の発生する危険性が高いことから、以下の対策を進める。

ア 計画段階における適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築の品質管理を指導する。

イ 建築基準法第12条の定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。

ウ 既存不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、伊根町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修を促進する。

エ 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、一般社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

（3）住宅、その他の建築物

住民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、多数の者が利用する建築物以外の建築物については、以下の対策を進める。

ア 地震時に住民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置等地震に対する安全性を向上する取組について府や関係団体等と連携し普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。

イ 耐震相談窓口を設置するとともに、マスメディア等を活用した住民への広報やフェアなどによる制度・周知を府や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。

ウ 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修事業等により、改修を促進する。

エ ブロック塀等について、府と連携して建築基準法上危険なブロック塀の除却を啓発する。

オ 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。

カ 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

キ 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性についてホームページ等で啓発する。

(4) 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次のような区域について、本町は府と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図ることとし、本町及び府は必要な措置を講ずるよう啓発に努める。

ア 老朽木造住宅が密集するなど地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域

イ 町地域防災計画において特に重点的に耐震性能の向上を図ることが位置づけられた区域

ウ 活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる区域

(5) 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

ア 地震被災建築物応急危険度判定の必要性

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、本町、府及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する。

イ 応急危険度判定制度の整備

(ア) 地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成

- a 建築士等を対象に応急危険度判定技術講習を実施する。
- b 講習受講者からの申し出により判定士として府に登録する。
- c 他府県から転居した判定士も、簡単な手続で府に登録する。

(イ) 応急危険度判定体制の確立

- a 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において実施体制及び判定士の連絡システム等の整備を行う。
- b 全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会により判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、応急危険度判定体制の充実を図る。
- c 応急危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保する。
- d 判定士の二次災害に対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が整備した民間判定士の判定活動に関する補償制度に加入する。

(6) 被災宅地危険度判定制度の整備

ア 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、危険度判定に必要な調査表、判定シート等を確保する。

また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう本町及び府で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備を進める。

イ 全国組織との連携

全国の都道府県等により組織する被災宅地危険度判定連絡協議会において判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、被災宅地危険度判定体制の充実を図る。

(7) 液状化対策

国、府、本町及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

さらに、国、府及び本町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。

2 ライフラインの耐震対策（地域整備課）

生活に直結する水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、大規模地震災害においても被害を最小限にとどめるための具体的な計画については、一般計画編第1章第15節「通信放送施設防災計画」、第16節「電気ガス施設防災計画」、第30節「上下水道施設防災計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上、海岸地域での津波等への耐浪化の推進には特に留意する。

3 学校等の防災計画（教育委員会）

(1) 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、本町の災害対策担当課やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引き渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

ア 学校における防災体制

(ア) 教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

(イ) 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と教育委員会、本町の災害担当課等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。

なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

イ 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(ア) 発災時別の教職員の対応方策

- a 在校時
- b 学校外の諸活動時
- c 登下校時
- d 夜間・休日等

(イ) 保護者との連絡、引渡し方法

(ウ) 施設・設備の被災状況の点検等

ウ 避難所としての運営方法等

本町の災害対策担当課の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(2) 施設・設備等の災害予防対策

ア 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずる。

イ 防災機能の整備

(ア) 避難施設の整備

建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。

(イ) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(ウ) 避難所としての機能整備

本計画において避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することも想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

ウ 設備・備品の安全対策

震災等の災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講ずる。

(3) 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

4 道路施設の防災計画（地域整備課）

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施する上で重要不可欠であるため、平常時からの安全性の確保を図る。具体的な計画については、一般計画編第1章第9節「道路及び橋梁防災計画」に準ずる。

なお、耐震点検の実施及び施設の耐震性の向上には特に留意する。

5 農地・農業用施設の防災計画（地域整備課）

施設（ため池）等は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設も存在する。

このため、本町その他の施設管理者は、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で整備促進を図る。

具体的な計画については、一般計画編第1章第6節「農業用施設防災計画」に準ずる。

6 河川・海岸施設防災計画（地域整備課）

河川については地震時において防災機能としての役割が重要となるため耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修等を実施する。また、テレメータシステム等を整備し、的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制を整備する。

また、海岸施設の整備に当たっては、耐震性を考慮するとともに、津波による被害を最小限にとどめるため護岸の緩勾配化、潜堤、養浜等による面的な防災施策を図り、地震・津波に強い施設整備を進める。

具体的な計画については、一般計画編第1章第3節「河川防災計画」に準ずる。

7 地すべり・急傾斜地防災計画（地域整備課）

地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等土砂災害に関する避難体制の整備等については、一般計画編第1章第5節「砂防関係事業計画」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

(1) 土石流・崖崩れ防止対策の推進

土石流等の防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

(2) 液状化対策の推進

地盤の液状化の可能性がある埋立地等に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用に努める。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

8 危険物等施設防災計画（総務課）

危険物等の保安に関する予防対策の具体的計画は、一般対策編第1章第13節「危険物等保安計画」に準ずる。ただし、施設の耐震性と補強には十分配慮する。

9 被災宅地危険度判定実施計画（総務課、地域整備課）

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、被災後、速やかに判定活動が実施できるよう府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携して、実施体制等の整備を進める。

10 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

(1) 応急仮設住宅建設適地の確保

本町及び府は、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

(2) 応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立

府は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るための体制を確立する。

(3) 既存施設の利用

ア 本町及び府は、平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。

イ 府は、民間住宅や宿泊施設等の関係業界団体から一時居住施設として提供が可能な施設に係る情報の提供システムを確立する。

第2節 情報連絡通信網の整備計画

大規模な地震災害時においては、被害が広域に及ぶため、迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに住民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

このため、本町、府及び防災関係機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

具体的な計画については、一般計画編第1章第2節「情報連絡通信網の整備計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

なお、特に地震に関する情報の通信方法として、以下のシステムが整備されている。

本町は、これらのシステムの効果的・効率的な利用のため、町管理施設の整備点検に努めるとともに、民間事業者管理の施設の整備点検、機能の向上を促進する。また、住民に対して、これらのシステムの周知及び活用促進に努める。

1 町行政情報配信システム「いねばん」

町内の全世帯にタブレット端末を配布する町行政情報配信システム「いねばん」を整備し、令和2年度より運用を開始している。「いねばん」では、防災関連情報、くらし情報の配信、地域社会の活性化につながる情報の配信等を行う。

2 全国瞬時警報システム（J－ALERT）

地震に関する情報や津波予報・警報など、大規模な自然災害が発生した場合、又は、発生が予想される場合、気象庁から総務省消防庁を経由して、本町に情報が伝達され、システムが自動起動し、住民に情報を伝達する。

3 携帯電話の緊急速報メール

携帯電話通信各社が行っているサービスで、緊急地震速報を利用者に伝達する。

第3節 地震及び津波に関する情報等の伝達計画

この計画は、地震及び津波に関する情報等を迅速的確に住民に周知するための通報組織及び伝達方法等について定める。

1 地震及び津波に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（M）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（M）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（M）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区※1の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点※2の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 府の津波予報区は「京都府」

※2 府内の地点は「舞鶴」

3 1. 災害予防計画 第3節 地震及び津波に関する情報等の伝達計画

2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、概ね次による。

- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度1以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- (3) 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - ア 府内で震度3以上
 - イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
 - ウ その他の府県で震度6弱以上
- (4) 遠地地震に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。
- (5) その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

3 情報の伝達（総務課）

- (1) 津波予報並びに地震及び津波に関する情報の受領

地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達される。ただし、各地の震度に関する情報については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達される。

- (2) 津波予報並びに地震及び津波に関する情報の発信

本町は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておき、情報等の伝達を受けたときは、町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

また、日本海での近地地震に伴う津波の発生を考慮し、「震度4」以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、地震発生から少なくとも30分以上、海面状態を監視し、海面の異常を発見した場合の通報体制並びに沿岸住民への周知・避難体制を確立しておく。

津波警報・注意報の種類

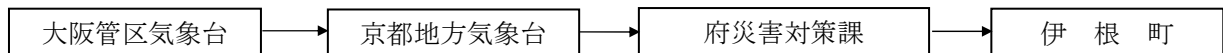
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報※2	予想される最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

- ※1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ※2 大津波警報を特別警報に位置づけている。

津波予報の発表基準と発表内容

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意情報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 伝達経路



- (4) 本町は、情報等の受領に当たっては、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておき、情報等の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

具体的な伝達系統図は、一般計画編第1章第1節「気象等観測・予報計画」を参照のこと。

- (5) 府の北端にある本町は、日本海での近地地震に伴う津波の発生を考慮し、震度4以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、地震発生から少なくとも30分以上、海面状態を監視し、海面の異常を発見した場合の通報体制並びに沿岸住民への周知・避難体制を確立しておく。

4 放送要請

地震及び津波に関する情報とともに、直接被災者等に避難、給水、食料等の応急対策措置並びに道路情報等を緊急に広報する必要がある場合は、町長は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日及び平成4年4月22日締結）」により、放送機関に対して放送の要請を行う。

災害対策基本法に基づく放送要請

別紙様式 1

令和 年 月 日

様

京都府知事

災害対策基本法に基づく放送要請について

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 放送を求める理由

2 放送の内容

3 希望する放送日時

（1）直ちに

（2）令和 年 月 日（ ） 午後・午前 時 分から

4 その他必要な事項

京都府との協定に基づく報道要請

令和 年 月 日 別紙様式 2

様

京都府知事
又は
京都府公安委員会委員長

災害対策本部を設置した場合等の報道要請について

災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定第6条の規定により、下記のとおり報道要請します。

記

1 報道要請の理由

2 要請する報道の内容

3 希望する放送日時

(1) 直ちに

(2) 令和 年 月 日 () 午後・午前 時 分から

4 その他必要な事項

第4節 医療、助産計画

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

具体的な計画については、一般計画編第1章第24節「医療、助産計画」に準ずる。ただし、医療施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

第5節 火災防止に関する計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大きい。従って、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

具体的な計画については、一般計画編第1章第14節「消防組織整備計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

なお、出火防止計画については、以下による。

1 出火防止計画（総務課）

- （1）火気使用設備、器具の安全化に関する広報を行う。
- （2）各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- （3）起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- （4）対震安全装置付火気器具等の普及徹底を推進する。

2 初期消火計画

- （1）震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
- （2）初期消火の技術指導の普及を図る。
- （3）自主防災組織等に消防用ホース等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

3 地域住民等の協力

- （1）家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- （2）地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
- （3）本町が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に対し、指導及び支援を行う。
- （4）初期消火の要となる消防団の活動力の向上及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

4 火災拡大防止計画（総務課、宮津与謝消防組合）

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防設備の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

消防力の充実強化については、一般計画編第1章第14節「消防組織整備計画」によるものとする。

（1）相互応援協定

本町は、災害発生時における消防機関の行う応急対策が、緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、市町相互間における応援協定の締結を促進する。

第6節 津波災害予防計画

地震の発生により、本町の沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的とし、本町や国、府、関係防災機関がとるべき対策について定める。

1 津波対策の基本的な考え方

本町は、長い海岸線を有しており、広い範囲で津波における浸水想定区域となっている。

本町の津波対策は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し対策を推進するものとし、津波の想定に当たっては、東北地方太平洋沖地震による想定外の津波発生に鑑み、古文書等の資料の分析等において、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等を調査するものとする。

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度は極めて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて住民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、府や関係機関と協力し、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

2 津波警戒の周知徹底

本町は、津波警戒に関する事項について、広報や町ホームページ等の広報手段を活用し、周知徹底を図る。

(1) 住民に対し、周知を図る事項

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。※1

イ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。※1

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。※2

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

※1 「港外」とは、水深の深い、広い海域をいう。

※2 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

3 防災知識の普及、防災教育

(1) 本町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図る。

啓発内容（例）

ア 津波に関する知識の普及啓発（強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること）

イ 避難は徒歩が原則

ウ 津波地震や遠地地震の発生可能性

エ 3日分の食料等の備蓄など家庭での予防・安全策等

オ 浸水域、避難所等の位置をまちの至る所に示すなどの取組（マップ作成等）

(2) 津波浸水予測図の活用

津波浸水予測図は、府に津波予報が発表された場合において、本町における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合はどの程度浸水するか浸水予測区域を表示したものである。

本町は津波浸水予測図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。また、津波浸水予測図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険予測区域の周知を行う。

(3) 津波に係る防災教育

住民を対象にした取組として、津波に関する防災教育の実施、総合的な教育プログラムの開発、リスクコミュニケーションの方法の検討などを行う。

教育機関における取組として、災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を行う。

4 津波を想定した防災訓練

本町は、府や防災関係機関と協力し、津波を想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、あわせて避難経路や避難所等、情報伝達用設備等の確認を実施する。

5 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり（津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す）

イ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちを形成

ウ 地方公共団体において、都市計画等との連携を図るための、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等

エ 行政関連施設、要配慮者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

(2) 避難関連施設の整備

ア 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難所等の整備

イ 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保

ウ 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

(3) 津波警戒区域等の設定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき進める。

第7節 避難に関する計画

大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたるおそれがある。

このため、本町は、大火災になったり、津波に襲われるおそれがある場合に備えて、あらかじめ避難所等の選定、避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。

具体的な計画については、一般計画編第1章第32節「避難に関する計画」に準ずる。ただし、津波に対する避難対策計画については、以下による。

1 津波に対する避難対策計画（総務課）

（1）指定緊急避難場所（津波）の要件

指定緊急避難場所は、災害対策基本法に位置づけられた津波が発生した場合の緊急避難場所である。

日本海又は若狭湾内で大地震が発生した場合には、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、数mに及ぶ波高のために低地帯では浸水を免れないこと、津波が河川を遡上して被害が内陸部にまで及ぶこと等が特徴としてあげられる。従って、指定緊急避難場所としての要件については、以下の事項が十分検討されている必要がある。

ア 十分な地盤標高を有すること。

イ 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。

ウ 河川沿いの低地帯では、内陸部においても指定緊急避難場所を指定しておくこと。

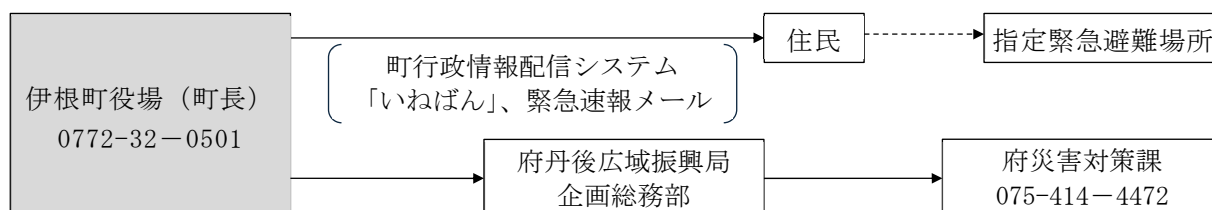
エ 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。

オ 津波対象地区の住民を全員収容し得る空間があること。

（2）指示の連絡系統

津波警報が発表され、町長が避難指示等をする場合の連絡系統は次のとおりである。

津波時の避難指示等の連絡系統



（3）避難誘導員等の安全確保

ア 津波警報等が発表され、勤務地等から各詰所等に参集する際、道路の通行が危険と判断した場合は、安全が確認されてから参集する。

イ 地震・津波災害時において、退避必要時間の確保を最優先し、基本的には地震発生から5分経過後、又津波到着予測時刻が分かる場合は地震発生後20分経過後又は状況に応じて活動可能時間（津波到達予想時刻－退避必要時間）経過前に、避難誘導等を終了し津波避難場所へ避難する。

ウ 退避命令を団員に伝達する手段（消防無線、トランシーバー、拡声器、車両のサイレン等）を複数確保しておく。

エ 現場の状況や津波情報等により危険を察知した場合は、20分前であっても直ちに退避命令を出す。

津波対象地区・津波避難場所一覧表

津波対象地区	避難路・避難経路	津波避難場所	海拔（m）
日出	町道日出大島線他	伊根町役場	7.0
	町道日出大島線他	日出小坪金毘羅神社	20.0
	町道日出平田線	西墓	12.0
	町道日出平田線	八坂神社（日出）	22.0
高梨	町道日出平田線	大乘寺	12.0
	町道日出平田線	高梨集会所	10.5
	町道日出平田線	八幡神社	14.0
西平田	町道日出平田線	伊根中学校	10.0
	町道日出平田線	八幡神社	14.0
	町道日出平田線	海蔵寺	8.5
	町道日出平田線	伊根小学校	3.3
東平田	町道日出平田線	伊根中学校	10.0
	町道平田亀島線	七面山	26.0
	町道平田亀島線	舟屋の里公園	39.0
	町道日出平田線	伊根小学校	3.3
大浦	府道伊根港線	伊根保育園	27.5
	府道伊根港線	舟屋の里公園下駐車場	28.0
	府道伊根港線	舟屋の里公園	39.0
立石	府道伊根港線	阿字野神社	16.0
	府道伊根港線	慈眼寺	22.5
	府道伊根港線	伊根保育園	27.5
耳鼻	府道伊根港線	海福寺	14.0
	府道伊根港線	耳鼻高台	12.0
亀山	府道伊根港線	亀山稻荷神社	20.0
泊	町道亀島本庄浜線	町道亀島本庄浜線（小泊～新井）	14.0
	町道亀島本庄浜線	町道亀島本庄浜線（大泊～津母）	22.0
	町道六万部泊線	七神社	6.0
津母	町道津母宮ノ前線	津母集会所	15.0
本庄浜	町道亀島本庄浜線	町道亀島本庄浜線（本庄浜～野室）	17.0
	府道本庄浜本庄宇治線他	府道本庄浜本庄宇治線 （本庄浜～本庄宇治）海の家跡地	2.5
蒲入	府道本庄港線	あさひ保育園跡	37.0

第8節 交通対策及び輸送計画

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

具体的な計画については、一般計画編第1章第23節「交通対策及び輸送計画」に準ずる。なお、本町及び各道路管理者の管理する道路の耐震化の強化には特に留意する。

なお、運転者のとるべき措置の周知については、以下による。

1 運転者のとるべき措置の周知（総務課）

地震発生後において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

（1）速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

（2）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

（3）通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第9節 災害応急対策物資確保計画

地震発生時には社会生活が混乱し、一被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関しての種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、本町が負担して備蓄する。

1 物資の備蓄（保健福祉課、地域整備課）

（1）住民に対し、非常時の食料や日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発する。

（2）備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な乾パン等の応急食料や被服、寝具等の生活必需品を備蓄する。その際、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

なお、府、宮津与謝消防組合の備蓄倉庫のうち本町に関係するものは、次のとおりである。

宮津倉庫：宮津市字吉原府宮津総合庁舎内

宮津与謝消防組合：防災拠点施設 宮津市字須津 413-26

2 米穀等食料の確保（地域整備課）

（1）米穀の取扱いについて、本町は府に対し、所定の手続により、近畿農政局と協議のうえ処理する。この場合、販売業者の流通在庫の活用も図ることとする。

（2）災害の発生が予想される場合には、本町は、地元の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じ精米の確保に努める。

（3）本町は、府丹後広域振興局長及び卸売業者（支店等）等と密接な連絡を取り、精米及び米穀以外の食料の確保にも努める（乾パン、副食品、調味料、インスタント食品、缶詰類等）。

3 物資の調達体制の整備（保健福祉課）

本町は、本町及び近隣市町の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

4 物資集配地の整備（総務課）

本町及び府は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、集配予定地をあらかじめ定める。

本町は、物資の備蓄場所、避難所等の位置及び府近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定める。

第10節 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

大規模地震発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児などのいわゆる要配慮者が災害の発生時において犠牲になる場合が多い。このため、本町及び社会福祉施設管理者は、要配慮者の安全を確保するために地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

具体的な計画については、一般計画編第1章第25節「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に準ずる。

第11節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

災害が発生した場合のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

災害発生時におけるごみ、し尿の処理活動の実施計画とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な計画については、一般計画編第1章第26節「廃棄物処理に係る防災体制の整備」に準ずる。

第12節 文化財災害予防計画

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点を置くものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

具体的な計画については、一般計画編第1章第12節「文化財防災計画」に準ずる。

第13節 防災訓練に関する計画

地震災害に備えて、防災関係業務に従事する職員に実践的実務を習熟させ、また、関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策に当たる体制を整備強化するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、防災機関が一体となり住民の協力のもとに地震災害を想定した訓練を実施する。

具体的な計画については、一般計画編第1章第19節「防災訓練調査計画」に準ずる。

第 14 節 住民の防災活動の促進

大地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、本町及び府等防災関係機関による災害対策の推進はもとより住民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。従って、地震発生時における住民の適正な判断力の養成、住民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは業種別の防災対策を推進する必要がある。

このため、本町をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚、防災組織の育成指導・助言等に努めるものとする。

1 防災知識と地震時の心得の普及（総務課）

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 18 節「防災知識普及計画」に準ずる。なお、地震の心得については、以下による。

〔地震の心得 10 か条〕

- (1) まず我が身の安全を図れ
丈夫なテーブル、机などの下に身を隠して、しばらく様子をみる。
- (2) すばやく火の始末
過去の例から大地震で怖いのは火災。揺れが収まってから、あわてずに火の始末をする。
- (3) 火が出たらまず消火
万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。大声で隣近所に声をかけあい、皆で協力して消火に努める。
- (4) あわてて戸外に飛び出すな
どんなに大きな地震でも、大揺れは 1 分程度といわれている。あわてて外に飛び出すと、落下物などにより負傷するなどの危険が多いので、周囲の状況をよく確かめて落ち着いて行動する。
- (5) 狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らない
狭い路地、へいぎわ、がけの上やがけ下、ブロック塀のそばなど、危険な場所にいるときは急いで離れる。
- (6) 土石流、崖崩れ、津波、浸水に注意
山ぎわや急傾斜地は、土石流や崖崩れが起りやすい。海岸地帯では津波、低地では浸水のおそれがあるので、すばやく安全な場所に避難する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限に
津波や大火災で避難を行うときは、消火、救急救護活動などの障害となるので自動車は絶対に使わず、必ず徒歩で避難する。持物は最小限にとどめ、背負うなどして身軽に行動できるよう両手をあける。
- (8) 協力しあって応急救護
たくさんの負傷者が出ると救急の手が回らないこともある。協力しあって、応急救護をしよう。急場には、お互い助け合おう。
- (9) 正しい情報をつかみ、余震をおそれるな
町役場、消防署、警察署などの指示に従って行動する。一般的には、余震は本震より小さいといわれているが、余震には十分注意し、沈着な行動をとる。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意
身勝手な行動をとらず、秩序を守ろう。感染症等の発生のおそれがあるので衛生には十分注意する。

2 自主防災組織の整備（総務課、保健福祉課）

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 20 節「自主防災組織整備計画」に準ずる。

3 学校における防災教育（教育委員会）

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 18 節「防災知識普及計画」に準ずる。

第 15 節 ボランティアの登録・支援等計画

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に活かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 28 節「ボランティアの登録・支援等計画」に準ずる。

第 16 節 行政機能維持対策計画

本町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続性の確保を図るものとする。

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 27 節「行政機能維持対策計画」に準ずる。

第 17 節 広域応援体制の整備

本町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結し、広域的な応援体制を確立しておく。

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 29 節「広域応援体制の整備」に準ずる。

第 18 節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

本町は、バスの運行が停止した際、又は、道路が遮断された際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 33 節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準ずる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策活動の体制

大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等応急活動体制については、一般計画編第2章第1節「災害対策本部等運用計画」及び第2節「動員計画」に準ずる。ただし、地震発生時における災害警戒本部及び災害対策本部の設置等については、次のとおりとする。

1 伊根町災害警戒本部の設置

(1) 被害調査及び津波の警戒監視

京都地方気象台により津波注意報又は津波警報が発表された場合又は町内に設置されている計測震度計（勤務時間外は気象台の発表する震度）によって震度4又は震度5弱の地震が観測された場合は、職員又は消防団の責任者を直ちに津波の警戒監視及び危険区域を中心としたパトロールに派遣し、被害調査等を行う。

(2) 設置及び閉鎖の決定

津波の警戒監視並びに町内の被害調査報告に基づき、総務課長及び地域整備課長が協議し、町長に具申し、町長が決定する。ただし、本町の地域（津波予報区「京都府」）に津波警報が発令された場合は、直ちに設置する。

(3) 動員体制

町長は、本町及びその周辺地域で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。また、被害状況の把握及び状況に応じた災害応急対策に対処するため、職員に対し以下の動員指令を発令する。

津波及び地震発生時の災害警戒本部要員動員計画

区分		状況	業務	参集職員
災害警戒本部	1号動員	○地震が発生し、町域で震度4を記録したとき ○津波予報区「京都府」に津波注意報が発令されたとき ○その他町長が必要と認めたとき	○事前の体制で情報収集・伝達を行う。（警戒2号動員以降に継続するための事前対策）	総務課（一部） 地域整備課（一部）
	2号動員	○地震により局地的災害が発生し状況悪化のおそれがあるとき ○地震が発生し、町域で震度5弱を記録したとき ○津波予報区「京都府」に津波警報が発令されたとき（災害警戒本部自動設置） ○その他町長が必要と認めたとき	○災害発生前に災害関係課等の職員で情報収集活動を円滑に行い得る体制をとる。	全課室（各一部職員） 消防団（一部）

(4) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として次の業務を行う。

ア 情報の収集

気象台が発表する地震及び津波に関する情報等の収集と初期の被害発生状況の調査

イ 警戒監視

災害危険箇所周辺の警戒と海面の監視等による異常現象の前兆の把握と危険状況への対処

ウ 関係機関等との連絡調整

府、宮津与謝消防組合、宮津警察署等関係機関との相互の情報交換及び活動調整

(5) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

2 伊根町災害対策本部の設置

(1) 設置の決定

災害対策本部の設置は、津波により相当の被害が発生したとき又は震度5弱以上の地震が発生したときに、総務課長及び地域整備課長が協議し、町長に具申し、町長が決定する。ただし、大津波警報が発令された場合又は町内に設置されている計測震度計（勤務時間外は気象台の発表する震度）によって震度6弱以上の地震が観測された場合は、直ちに設置する。

(2) 動員体制

町長は、本町及びその周辺地域で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。また、被害状況の把握及び状況に応じた災害応急対策に対処するため、職員に対し以下の動員指令を発令する。

津波及び地震発生時の災害対策本部要員動員計画

区分	状況	業務	参集職員
災害対策本部	1号動員 ○地震が発生し、町域で震度5弱を記録したときにおいて、災害警戒本部の情報収集により被害が確認されたとき。 ○その他町長が必要と認めたとき	○災害発生直前又は、発生後に、情報収集を行い、応急の体制準備に備える。	全課室（各一部職員） 消防団（一部）
	2号動員 ○地震が発生し、町域で震度5強を記録したとき ○津波予報区「京都府」に大津波警報が発令されたとき（災害対策本部自動設置） ○住家の被害が災害救助法の適用基準に達する程度となり、なお被害が拡大するおそれがあるとき ○その他町長が必要と認めたとき	○災害発生直前又は、発生後に、1号動員を強化して情報収集を行い、各部署の連絡網の確認など応急の体制準備に備える。	全課室（各一部職員） 消防団（全員）
	3号動員 ○地震が発生し、町域で震度6弱以上を記録したとき（災害対策本部自動設置） ○災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき ○その他町長が必要と認めたとき	○本町の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	全職員及び全消防団員

3 災害警戒本部及び災害対策本部要員の動員

(1) 災害警戒本部及び災害対策本部の動員は、一般計画編第2章第2節「動員計画」に定めるところによりあらかじめ動員数を設定し、災害対策本部長の指令に基づき出動する。

(2) 動員要員に当たった職員は、勤務時間外においてもテレビ、ラジオ、町行政情報配信システム「いねばん」、広報車等により災害の発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、災害対策本部体制につく。

その他の職員は、地域の被害情報の収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

震度階級一覧表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。据わりの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。据わりの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

第2節 通信情報連絡活動計画

震災時においては、通信回線の輻輳、寸断等が予想されるため、本町、府及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信のそ通を確保する。また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、電話回線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、効果的な通信の運用を図る。

具体的な計画については、一般計画編第2章第3節「通信情報連絡活動計画」に準ずる。

第3節 津波災害対策応急計画

津波予報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の本町、府及び防災関係機関が直ちにとるべき応急対策について定める。

1 津波に備えた対応

(1) 地震が発生した場合

本町は、「震度4程度以上」の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員又は水防団員から責任者を選んでおき、「津波による被害がない」旨の情報が発表されるまで、安全な場所で海面状態を監視し、津波等の異常を発見した場合、情報連絡と沿岸住民への周知に努める。また、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで避難所又は安全な場所に避難するよう速やかかつ的確に指示する。

(2) 津波注意報が発表された場合

海水浴や磯釣りは危険なため行わないよう周知する。

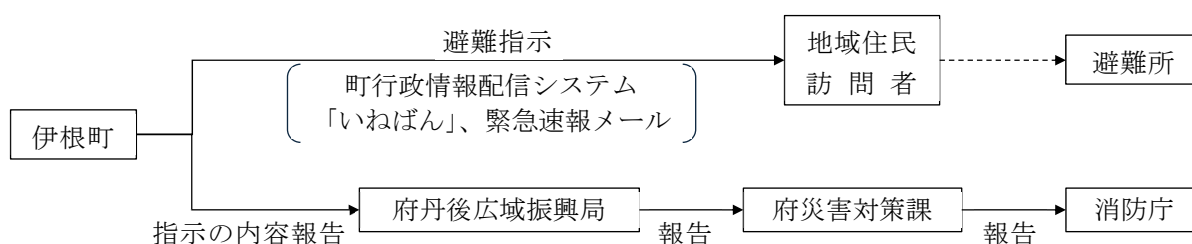
(3) 津波警報が発表された場合

町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで避難所又は安全な場所に避難するよう指示を行う。

(4) その他

津波到達予想時刻も考慮した水門等の閉鎖や要配慮者の避難支援を行う。

津波時の避難指示等の連絡系統



※避難所については、本編第1章第7節「避難に関する計画」を参照のこと

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生したときには、本町及び府並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

具体的な計画については、一般計画編第2章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第5節 被災者救出計画

地震災害時における被災者の救出は緊急を要し、かつ、特殊技術や器具等を必要とする場合もあり、本町独自の設備・機能のみで十分な作業を期待できないこともあるので、関係機関、団体等と緊密な連絡をとり、迅速に救出活動を実施する対策について定める。

また、地震災害及び派生する津波災害時に対して、海上における船舶等の二次災害の発生を未然に防止するため、津波警報等の情報を航行警報等により速やかに周知する。

具体的な計画については、一般計画編第2章第17節「救出救護計画」に準ずる。

第6節 医療、助産計画

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、本町は日本赤十字社京都支部、与謝医師会、地方医療機関等と協力し、救護班による緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な計画については、一般計画編第2章第15節「医療助産計画」に準ずる。

第7節 消防活動計画

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつその全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

1 消防活動（総務課）（消防組合）

地震によってもたらされる被害のうち、最も大きいものが地震火災である。

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、本町、宮津与謝消防組合消防本部消防長及び消防団長は、宮津与謝消防組合及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

なお、具体的な消防活動については、一般計画編第2章第6節「消防活動計画」に準ずる。

（1）出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。

特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

（2）人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難所及び避難路確保の消防活動を行う。

（3）危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

ア 住宅密集地域の火災危険区域

イ 崖崩れ、崩壊危険箇所

ウ 津波等による浸水危険区域

エ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

（4）人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

（5）重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

（6）消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

（7）救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的に、又は住民による応急処置を行わせる。

（8）火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

（9）多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

第8節 災害救助法の適用計画

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、本町は災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて災害救助法を運用する。

具体的な計画については、一般計画編第2章第5節「災害救助法の適用計画」に準ずる。

第9節 輸送計画

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な計画については、一般計画編第2章第21節「輸送計画」に準ずる。

第10節 交通対策計画

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しているため、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行えるよう、これらの障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

具体的な計画については、一般計画編第2章第18節「障害物除去計画」及び第23節「交通対策計画」に準ずる。

第11節 避難に関する計画

大規模地震発生時においては、家屋倒壊、火災、崖崩れ等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

避難に関する具体的な計画については、一般計画編第2章第9節「避難等に関する計画」に準ずる。ただし、津波に係る避難については、本編第1章第7節「避難に関する計画」によるものとする。

第12節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

本町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

具体的な計画については、一般計画編第2章第10節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準ずる。

第13節 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等によりライフラインが被災し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保が困難を極め、一部では避難生活の長期化が予想される。このため、迅速に食料、飲料水及び生活必需品等を調達し、被災者に給与する。

具体的な計画については、一般計画編第2章第11節「食糧供給計画」、第12節「生活必需品等供給計画」、第13節「給水計画」に準ずる。

第14節 要配慮者対策計画

震災時には、高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。要配慮者の早期発見等に努めるとともに、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。また、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

具体的な計画については、一般計画編第2章第35節「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に準ずる。

第15節 保健衛生、防疫計画及び遺体処理等活動計画

地震災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化を招き、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件と重なり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

具体的な計画については、一般計画編第2章第16節「保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画」に準ずる。

第16節 災害警備計画

災害警備活動は、国、府、本町、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力をあげて実施する。

具体的な計画については、一般計画編第2章第23節「災害警備計画」に準ずる。

第 17 節 施設の応急対策に関する計画

震災時には、水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設や道路・河川・港湾・漁港等の公共土木施設等に多大な被害が予想される。これらの施設は、生活の根幹をなすものであるとともに、初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

また、震災時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

さらに、危険物施設や農林水産施設が被災した場合には、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るための適切な措置を実施しなければならない。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 14 節「住宅対策計画」、第 19 節「障害物除去計画」、第 26 節「危険物等応急対策計画」、第 27 節「通信・放送施設応急対策計画」、第 28 節「電気・ガス・上下水道施設応急対策計画」、第 29 節「農林水産関係応急対策計画」に準ずる。

ただし、地震被災建築物応急危険度判定計画、被災宅地危険度判定計画については、以下による。

1 地震被災建築物応急危険度判定計画（総務課）

地震により建築物に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。

（1）情報の収集

大規模な地震が発生した場合、建築物の被災状況に関する情報の収集に努める。

（2）判定の実施

建築物に関して被害が見られる場合は、被害の状況にあわせた応急危険度判定士の出動を要請し、早急に判定を実施する。

2 被災宅地危険度判定計画（総務課）

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、府を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

（1）危険度判定

ア 京都府被災宅地危険度判定連絡協議会の協力を得て、登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、調査表、判定シート等に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

第 18 節 社会福祉施設応急対策計画

災害発生時における社会福祉施設入所者、利用者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定める。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 33 節「社会福祉施設応急対策計画」に準ずる。

第 19 節 廃棄物処理計画

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災及び津波水害等により、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生ずる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・がれきの処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

また、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 19 節「廃棄物処理計画」に準ずる。

第 20 節 水防計画

大規模地震等発生時においては、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における監視・警戒等の水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する必要がある。

また、自らの水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 7 節「水防計画」に準ずる。

第 21 節 環境保全に関する計画

地震災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 36 節「環境保全に関する計画」に準ずる。

第22節 文教応急対策計画

地震災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

1 情報の収集・伝達（学校長、教育委員会）

（1）発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

（2）被害情報の収集・伝達

ア 災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

イ 情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

ウ 災害により電話、FAX等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

2 学校における安全対策（学校長、教育委員会）

（1）在校時の対策

学校長は、児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

（2）在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

（3）保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全かつ確実に実施する。

3 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

4 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

5 施設・設備の安全点検・応急復旧等（学校長、教育委員会）

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

6 学校等における保健衛生及び危険物等の保安（学校長、教育委員会）

（1）保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

（2）危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

7 被災者の救護活動への連携・協力（学校長、教育委員会）

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し本町と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

その他具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 20 節「文教応急対策計画」に準ずる。

第 23 節 ボランティア受入計画

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増加し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、本町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう受入活動を行う。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 37 節「ボランティア受入計画」に準ずる。

第 24 節 義援金品受付配分計画

震災時には、多くの義援金品の送付が予想される。このため、義援金品の募集及び寄せられた義援金品を公正・適正に被災者に配分するために体制を整える。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 32 節「義援金品受付配分計画」に準ずる。

第 25 節 文化財等の応急対策

地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 38 節「文化財等の応急対策」に準ずる。

第 26 節 労務供給計画

大規模な地震災害が発生し、本町、府等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 29 節「労務供給計画」に準ずる。

第 27 節 社会秩序の維持に関する計画

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 39 節「社会秩序の維持に関する計画」に準ずる。

第3章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画

地震災害により被害を受けた住民が、その痛手より速やかに再起・更生するように、被災者に対する職業のあっせん、資金の融資等の被災者の生活を確保することについての対策をはじめとして、公共土木施設の復旧、農林水産施設の復旧、災害復旧のための金融措置及び住宅復興計画等の緊急措置について定める。

具体的な計画については、一般計画編第3章第1節「生活確保対策計画」、第2節「公共土木施設復旧計画」、第3節「農林水産業施設復旧計画」、第4節「災害復旧上必要な金融その他資金調達計画」、第5節「住宅復興計画」、第6節「中小企業復興計画」等に準ずる。

第2節 文教復旧計画

地震災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に務める。

その他具体的な計画については、一般計画編第3章第8節「文教復旧計画」に準ずる。

第3節 文化財等の復旧計画

町内の文化財については、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

その他具体的な計画については、一般計画編第3章第9節「文化財等復旧計画」に準ずる。

第4節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助のかさ上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、年度末に一括して指定される。）

2 災害調査（総務課）

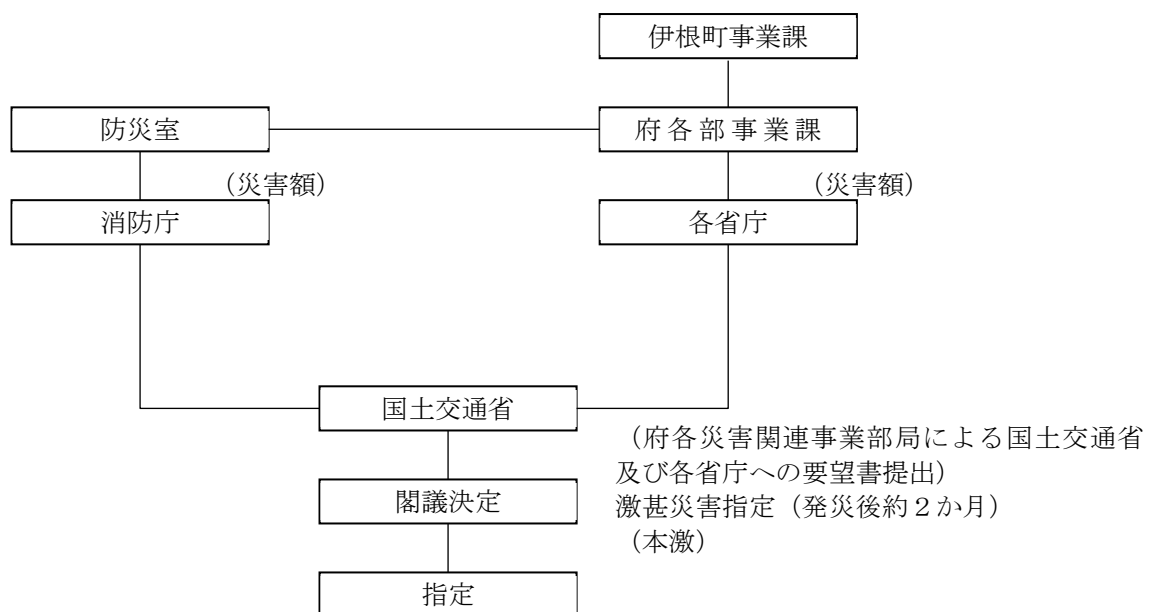
本町は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

〔府〕

知事は本町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

激甚災害指定フロー図



第5節 租税の徴収猶予及び減免等の措置

地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずる等被災者の負担を軽減するための対策について定める。

1 税対策等による被災者の負担の軽減（住民生活課）

- （1）町長は、地方税法第15条に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- （2）地方税法第20条の5の2の規定に基づく本町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

〔府〕

府は、被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、地方税法及び京都府府税条例の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

2 郵政関係補助事業の周知（企画観光課）

本町は、郵政関係の補助事業について住民への広報に協力する。

〔伊根郵便局〕

地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

第4章 伊根町南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 計画の方針

(1) 南海トラフ地震について

ア 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね 100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854 年の安政東海地震の後、約 160 年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界でのひずみが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくない」と想定されている。

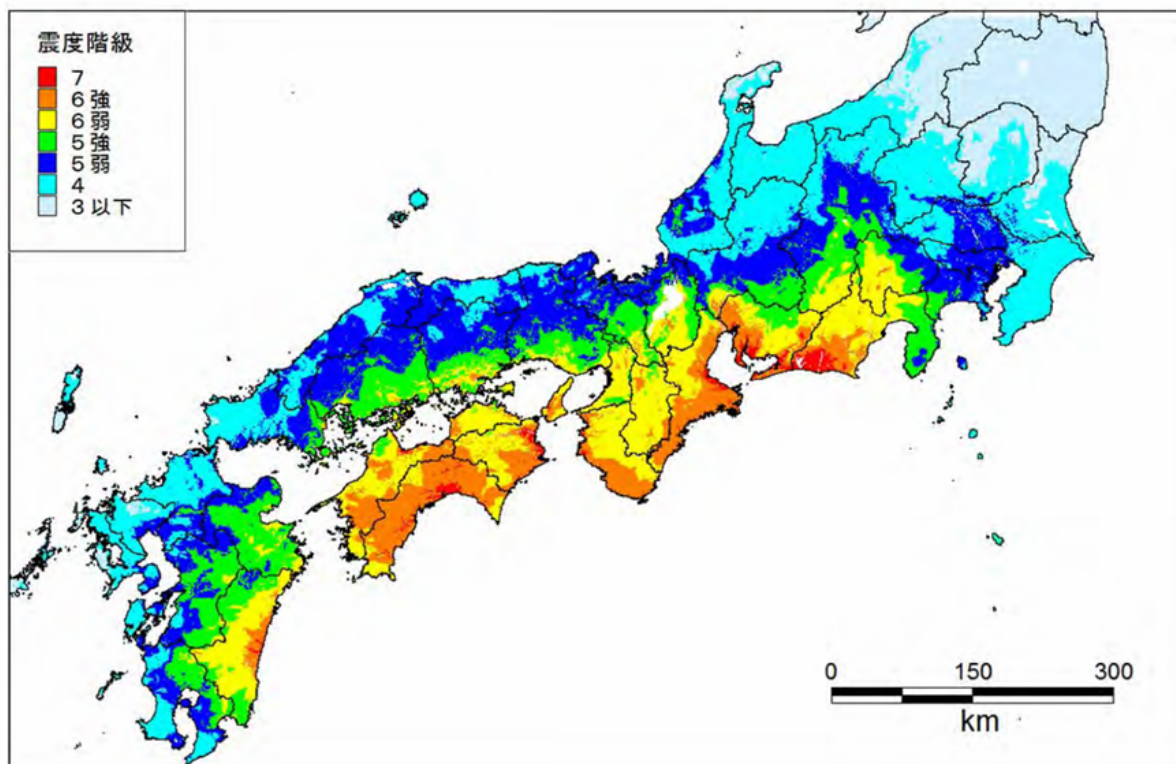
一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約 100～150 年であることから考えると、今世紀前半（2035±10 年ともいわれている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

イ 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下「モデル検討会」という。）が設置された。

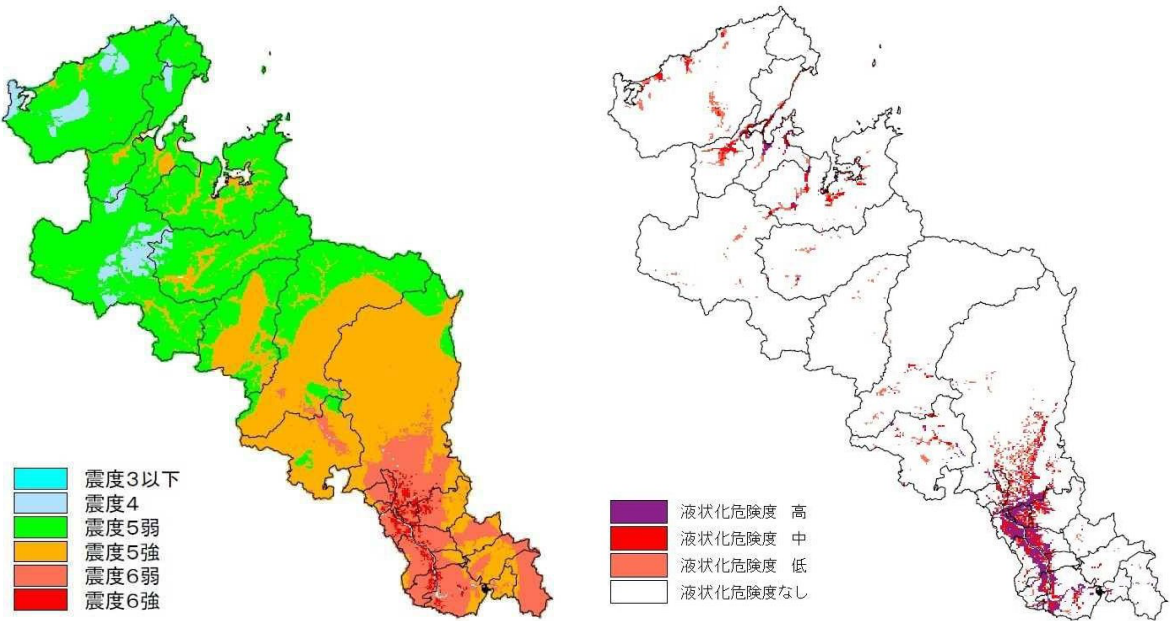
モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

【震度想定】

<全域（令和7年3月内閣府公表）>



＜府域（平成26年6月府公表）＞



ウ モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

南海トラフ巨大地震被害想定（令和7年3月内閣府公表）

		死者 (人)	負傷者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数 (棟)					
					揺れ	液状化	津波	急傾斜 地崩壊	火災	合計
京都府										
平均 風速	夏12時	約400	約15, 000	約3, 600	約11, 000	約3, 300	—	約40	約90	約15, 000
	冬深夜	約600	約12, 000	約3, 500					約90	約15, 000
	冬18時	約1, 300	約15, 000	約3, 400					約36, 000	約50, 000
強風	夏12時	約400	約15, 000	約3, 600					約600	約15, 000
	冬深夜	約700	約12, 000	約3, 500					約1, 000	約15, 000
	冬18時	約1, 600	約16, 000	約3, 400					約49, 000	約64, 000
全国（近畿地方が大きく被災するケース：地震動ケース（陸側）、津波ケース（ケース③））										
平均 風速	夏12時	約205千	約935千	約334千	約1, 279千	約110千	約174千	約6, 800	約167千	約1, 737千
	冬深夜	約280千	約617千	約380千					約160千	約1, 730千
	冬18時	約236千	約647千	約348千					約642千	約2, 212千
強風	夏12時	約206千	約950千	約334千					約209千	約1, 780千
	冬深夜	約282千	約632千	約380千					約204千	約1, 775千
	冬18時	約239千	約661千	約348千					約763千	約2, 333千

エ 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震

災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

オ 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）

府域においては、震度 6 弱以上の揺れが想定された以下の 18 市町村が指定を受けた。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

カ 平成 24 年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、内閣府から詳細なデータ提供を受け、平成 26 年 6 月にそれを基に京都府で整理を行った。

キ 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。

ク 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成 30 年 12 月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成 31 年 3 月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」を策定した。

ケ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成 26 年 3 月）から 10 年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、令和 5 年 2 月に「南海トラフ地震巨大地震モデル・被害想定手法検討会」が内閣府に設置され、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定 of 計算手法の検討が行われるとともに、同年 4 月には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等の検討が開始された。

コ その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和 6 年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和 7 年 3 月 31 日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。

(2) 本計画の目的

本計画は、国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び京都府南海トラフ地震防災対策推進計画に基づき、南海トラフ地震法第 5 条の規定により南海トラフ地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

(3) 計画の修正

本計画においては、中央防災会議及び府による被害想定を基に、「地域防災の見直し部会」等の京都府防災会議専門部会で検討の上、防災対策を定めるものとし、被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

(4) 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画が対象とする地域

ア 推進地域

府内における推進地域は次に掲げる市町村の区域である。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

イ その他の地域

推進地域以外の地域についても、京都府南海トラフ地震防災対策推進計画に準じて対策を推進するよう努めるものとする。

本町は、(4)「京都府南海トラフ地震防災対策推進計画」が対象とする地域のうち、「イその他の地域」に当たる。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町における防災に関し、本町、府、推進地域内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下この南海トラフ地震防災対策推進計画において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、総則第3節に定めるところによるものとする。

第2節 災害予防対策

本町は、南海トラフ地震対策において「その他の地域」に該当する。「その他の地域」においても京都府南海トラフ地震防災対策推進計画に準じて対策を推進するよう努めるものとされていることから、必要な対応を進めていくものとする。

なお、府の被害想定によると、南海トラフ地震による本町域の最大震度は5強、液状化の危険性が大である地域があることから、本編第1章「災害予防計画」を踏まえつつ、南海トラフ地震を含めた大規模地震対策に向けて、必要な対策をとるものとする。

1 地震防災上必要な教育及び広報

大規模地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより住民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。従って、地震発生時における住民の適正な判断力の養成、住民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

防災教育、訓練については、本編第1章第13節「防災訓練に関する計画」に準ずるが、以下の項目について、町職員や住民等に対して教育内容に含めるものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 本町で大規模な被害が想定される地震及び津波
- (3) 地震及び津波に関する一般的知識
- (4) 南海トラフ地震を含む大規模地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

大規模地震発生時に直接的被害を極力軽減すること、災害応急対応を的確かつ迅速に対応すること、また、長期にわかって周辺からの支援を受けられない可能性があることを踏まえ以下の施設等の整備等を進めるものとする。

- (1) 避難所及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 老朽住宅密集地等における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設
- (5) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの
- (6) 次に掲げる施設のうち、現行の耐震基準に適合せず、改築又は補強を要するもの
 - ア 公的医療機関（国保診療所）
 - イ 社会福祉施設
 - ウ 公立の小学校、中学校
 - エ アに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- (7) 農業用ため池及び附帯施設で、下流にある人家や公共施設への2次災害防止のために整備を要するもの
- (8) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (9) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な行政情報配信システム「いねばん」設備その他の施設又は設備
- (10) 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (11) 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

3 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震等の大規模地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

なお、住宅や公共施設については本編第1章第1節「建造物・公共施設等安全確保計画」、文化財保護については本編第1章第13節「防災訓練に関する計画」に基づき行うものとする。

4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、本町は、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や府、研究機関等による研究結果により、必要性に応じた対策を行うものとする。

5 大規模地震の時間差発生による災害の拡大防止

これまで、東日本大震災や熊本地震など、大規模地震において数時間から数日の時間差で関連する地震が発生する事例が見られた。そのため、同様の事象により被害の発生や拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

- (1) 大規模地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- (2) 後発地震により、土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- (3) 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の早急な実施方策の検討及び必要に応じ、立ち入り禁止措置等の実施
- (4) 先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じ、立ち入り禁止措置等の実施

6 帰宅困難者対策の推進

本町は、府や民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第3節 関係者との連携協力の確保（参考）

本町は、「推進地域」に含まれていないため、以下について参考情報として記載する。

1 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。

（1）「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する

発表時間	キーワード	キーワードを付加する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内^{※1}でM6.8^{※2}以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震注意	○巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・南海トラフの監視領域内においてモーメントM7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	調査終了	・「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントM7.0の地震をもれなく把握するために、Mの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁MでM6.8以上の地震から調査を開始する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

(2) 府の対応

- ア 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域及びその他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局へ連絡する。
- イ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部 (必要と認めたときは災害対策本部) を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。
- ウ また、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。
 なお、呼びかけ内容は避難所等・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- エ 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルをあげることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。
- オ 関係部局においては、京都府災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
 また、京都府災害警戒本部会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。
- カ 関西広域連合と情報共有を図った上で、後発地震に備えた広域応援・受援体制を構築するとともに、地震への備えの再確認や適切な防災対応に係る住民への呼びかけについて、関西広域連合と連携して行う。
- キ 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

2 防災体制に関する事項

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災対策計画編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じることとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意すべき点を掲げる。

(1) 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- ア 地震発生時には、防災関係機関は、本編第2章第1節「災害応急対策活動の体制」により、速やかに災害応急対策に当たるための体制を整える。
- イ 南海トラフ地震においては、広域にわたる交通網の寸断や時間差発生 of 危惧等活断層地震とは異なる特徴を持っているため、府は、府域で観測された震度が震度4以下であっても、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本」協定締結府県において震度6弱以上の揺れが観測されている場合には、被害の程度を勘案し、知事の決定より、災害警戒本部を設置する。
- ウ 府における災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)、京都府災害対策本部条例 (昭和37年条例24号)、京都府防災規程 (昭和38年京都府訓令第5号) 及び京都府地域防災計画に定めるところによる。
 府における災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、本編第2章第1節「災害応急対策活動の体制」に定めるところによるものとするが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないことも想定されるため、初動期にあっては、同項目に定める非常時専任職員に職務を行わせるものとする。
- エ 本町における災害対策本部等の組織及び運営は、本町の条例等に定めるところによるものとする。

本町の動員については、それぞれの機関において定める計画によるものとするが、計画策定に当たっては、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するものとする。

オ 設置された災害対策本部等においては、相互に緊密に連携を図るものとする。

(2) 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災対策計画編により、種々の防災対策等を講じる。

ア 被害状況等の情報収集・伝達

(ア) 被害状況等の情報収集・伝達については、本編第2章第2節「通信情報連絡活動計画」に定めるところによるものとする。

(イ) 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、非常通信経路を用いるものとする。

(ウ) 防災関係機関は、その所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。

この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所等に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮するものとする。

イ 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

(ア) 対策要員の確保

府は、本町における対策要員の配備状況を把握し、必要に応じて、要員派遣等広域的な措置をとるものとする。

(イ) 資機材、必要物資等の確保

府は、発災後適切な時期に、資機材及び必要物資について、府及び防災関係機関が所有する備蓄量並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄量を把握し、必要に応じ、市町村等に供給する。

ウ 応援の要請

(ア) 国及び他府県に対する応援要請並びに本町に対する応援指示等

知事は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、本編第2章第1節「災害応急対策活動の体制」に定めるところにより、国等に応援要請等を行うものとする。

(イ) 緊急消防援助隊の応援要請

知事は、本町から要請の依頼を受け、災害応急対策のため必要があると認めるときは、別に定める京都府緊急消防援助隊受援計画に定めるところにより、消防庁長官宛て、緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

(ウ) 警察災害派遣隊の応援要請

警察本部長は災害応急対策のため必要があると認めるときは、管区警察局を通じて警察庁に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を事前に連絡するとともに、派遣部隊の要請に関する公安委員会手続を行うものとする。

(エ) 自衛隊の災害派遣

府は、災害応急対策のため必要があると認めるときは本編第2章第4節「自衛隊災害派遣計画」に定めるところにより、自衛隊に災害派遣要請を行うこととする。

(オ) 交通関係機関、ライフライン関係機関

交通関係機関、ライフライン関係機関においては、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、それぞれの機関が定めるところにより、関係する機関に応援を要請するものとする。